

平成26年第2回蓬田村議会定例会会議録（第1号）

開 会 平成26年 6月10日

閉 会 平成26年 6月12日

開催場所 蓬田村議会議事堂

第1日（6月10日）

出席議員 7名

2番	藤田修一君	3番	森弘美君
4番	坂本豊君	5番	久慈省悟君
6番	青木倉元君	7番	山舘清剛君
8番	木村修君		

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	久慈修一君
教 育 長	吉崎博君
会 計 管 理 者	小松生佳君
総 務 課 長	坂本亮君
税 務 課 長	越田茂弘君
住 民 課 長	柿崎真人君
健 康 福 祉 課 長	佐井邦彦君
教 育 課 長	坂本勝教君
産 業 振 興 課 長	中川悟君
建 設 課 長	大川誠治君
農業委員会事務局長	川崎幸治君

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局 長	芳 賀 作 君
議会事務局 次 長	佐 藤 一 仁 君

会議で定められた会議録署名議員の氏名

6 番	青 木 倉 元 君
7 番	山 舘 清 剛 君

議事日程（第 1 号）

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 行政報告
- 第 5 報告第 1 号 蓬田村税条例等の一部を改正する条例の専決処分について
- 第 6 報告第 2 号 蓬田村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分について
- 第 7 報告第 3 号 平成 2 5 年度蓬田村一般会計補正予算（第 1 2 号）の専決処分について
- 第 8 報告第 4 号 平成 2 5 年度蓬田村学校給食センター特別会計補正予算（第 3 号）の専決処分について
- 第 9 報告第 5 号 平成 2 5 年度蓬田村国民健康保険特別会計補正予算（第 5 号）の専決処分について
- 第 1 0 報告第 6 号 平成 2 5 年度蓬田村簡易水道事業特別会計補正予算（第 3 号）の専決処分について
- 第 1 1 報告第 7 号 平成 2 5 年度蓬田村介護保険特別会計補正予算（第 5 号）の専決処分について
- 第 1 2 報告第 8 号 平成 2 5 年度蓬田村宅地造成事業特別会計補正予算（第 1 号）の専決処分について
- 第 1 3 報告第 9 号 平成 2 5 年度蓬田村後期高齢者医療特別会計補正予算（第 4 号）の専決処分について

- 第14 報告第10号 繰越明許費繰越計算書の報告について
- 第15 報告第11号 平成26年度蓬田村一般会計補正予算（第1号）の専決処分について
- 第16 議案の上程
- 議案第23号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案
- 議案第24号 蓬田村手数料徴収条例の一部を改正する条例案
- 議案第25号 蓬田村農業総合振興対策協議会設置条例の一部を改正する条例案
- 議案第26号 蓬田村地域沿岸漁業構造改善協議会設置条例の一部を改正する条例案
- 議案第27号 蓬田村道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例案
- 議案第28号 蓬田村ホタテガイ養殖残渣対策協議会設置条例の制定について
- 議案第29号 平成26年度蓬田村一般会計補正予算（第2号）案
- 議案第30号 平成26年度蓬田村学校給食センター特別会計補正予算（第1号）案
- 議案第31号 平成26年度蓬田村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）案
- 議案第32号 平成25年度蓬田村簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）案
- 議案第33号 平成26年度蓬田村介護保険特別会計補正予算（第1号）案
- 議案第34号 蓬田村固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 第17 議案第23号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案
- 第18 議案第24号 蓬田村手数料徴収条例の一部を改正する条例案
- 第19 議案第25号 蓬田村農業総合振興対策協議会設置条例の一部を改正する条例案
- 第20 議案第26号 蓬田村地域沿岸漁業構造改善協議会設置条例の一部を改正する条例案

- 第 2 1 議案第 2 7 号 蓬田村道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例案
- 第 2 2 議案第 2 8 号 蓬田村ホタテガイ養殖残渣対策協議会設置条例の制定について

午前9時40分 開会

○議長（木村 修君） おはようございます。

ただいまの出席議員は7名で定足数に達していますので、これより平成26年第2回蓬田村議会定例会を開会いたします。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（木村 修君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第117条の規定により、6番青木倉元君、7番山館清剛君を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（木村 修君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

この件については、さきの定例会において会期日程等議会運営について付託しております。その結果が議会運営委員長より提出されており、お手元に配付しております。

お諮りいたします。議会運営委員長より提出されたとおり、今期定例会の会期は本日から6月12日までの3日間と決定いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木村 修君） ご異議なしと認めます。よって、会期は本日から6月12日までの3日間と決定いたしました。

日程第3 諸般の報告

○議長（木村 修君） 日程第3、諸般の報告を行います。

監査委員より、6月3日に行われた出納検査の結果資料が提出されましたので、お手元に配付しております。

次に、今期定例会に説明員として、村長、教育長、会計管理者、各課長並びに農業委員会事務局長の出席を求めました。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第4 行政報告

○議長（木村 修君） 日程第4、村長より前定例会以降における村行政の主なるものに

ついて報告を求めます。村長。

○村長（久慈修一君） 皆さん、おはようございます。

第1回村議会定例会以降の行政報告ということでございます。3月、4月、5月と大変行事も多く、また総会も多く、全てを並べるということは不可能でございますので、主なるものについてご報告申し上げます。

平成26年3月15日、青森公立大学卒業証書授与式に行っていました。

それから、3月20日、蓬田小学校の卒業式がございまして、出席いたしました。

3月26日、広域消防事務組合議会及び広域事務組合議会が開催されまして、それぞれ消防本部並びに青森市議会の委員会室で開催されましたので出席いたしました。

3月27日、蓬田村漁業協同組合の総会が漁協の事務所において開催され、出席いたしました。

4月5日、青森公立大学入学式がありまして、これに出席いたしました。

4月6日、蓬田村消防団春季火防演習が広瀬川において行われ、これに参加しております。

4月7日、蓬田小学校及び中学校の入学式に出席いたしました。

4月21日、外ヶ浜地区春の安心安全まちづくり大会が開催されまして、外ヶ浜町中央公民館に出席しております。

4月24日、蓬田村老人クラブ連合会の総会がふるさと総合センターにおいて開催されました。それに参加しております。

4月30日、北海道新幹線供用区間高速化推進協議会というものが結成されまして、函館市において開催いたしましたので出席いたしました。

5月18日、蓬田中学校の運動会が開催され、これに参加いたしました。

5月21日、田植えの督励ということで、村内を巡回いたしました。

5月28日、蓬田村商工会の総会がよもぎ温泉で開催されましたので、出席いたしました。

6月1日、蓬田小学校の運動会がございましたので、これに参加いたしました。

6月6日、蓬田村老人スポーツ大会がトレーニングセンターで開催されましたので、これに参加しております。

6月7日、外ヶ浜町消防団定期観閲式が行われましたので、これに参加いたしました。

6月8日、今別町消防団観閲式が開催されましたので、これに参加いたしました。

以上のとおり、簡単ではございますが、行政報告といたします。

○議長（木村 修君） 以上で、村長の行政報告は終わりました。

日程第5 報告第1号 蓬田村税条例等の一部を改正する条例の専決処分について

○議長（木村 修君） 日程第5、報告第1号蓬田村税条例等の一部を改正する条例の専決処分についての報告を求めます。税務課長。

○税務課長（越田茂弘君） 報告第1号蓬田村税条例等の一部を改正する条例の専決処分について。

専決事由は、地方税法の一部改正に伴い、蓬田村税条例の改正が必要となり、本年4月1日から適用させるために専決したものであります。今回の主なる改正点で村民に大きくかわるものについては、軽自動車税の引き上げです。4輪乗用の自家用車が現在7,200円のもので1万800円、1.5倍に、4輪貨物用の自家用車、軽トラですが、現在4,000円のもので5,000円、1.25倍になります。これらは平成27年4月1日以後に、最初の新規検査を受けるもの、主に新車についてですけれども、これに適用されますので、実質28年度からの適用となります。また、50cc以下の原動機付自転車、通常バイクと呼ばれるものについてですが、1,000円のもので2,000円になります。それから、農耕用のトラクター及びコンバイン等が現在1,600円ありますが、それが2,400円となります。これらについては、平成27年度からの適用となります。主な改正点については、以上です。

○議長（木村 修君） これより質疑を行います。5番久慈省悟君。

○5番（久慈省悟君） 税務課長から報告がございましたが、このたびの件は専決処分ということです。私は、先ほど課長がおっしゃったように、住民に大きくかわっていく税務徴収に至ることですから、これは専決でなく議会にかけるべきだったのではないかと思いますけれども、なぜできなかったのか、その辺の答弁を求めます。

○議長（木村 修君） 税務課長。

○税務課長（越田茂弘君） 税条例の改正等が3月末から4月の初めに当たってやっと実質的に決定しまして、それを4月1日付で適用させるような法律になっておりますので、5月中に臨時議会も予定されていたので、その際には議案として上程する予定でしたが、それもなくなりましたので、今回6月議会で専決ということで改めて報告になりました。

以上です。

○議長（木村 修君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（木村 修君） ないようですから、質疑を終わります。

これより報告第1号を採決いたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立4名）

○議長（木村 修君） 起立多数であります。よって、報告第1号は承認することに決定されました。

日程第6 報告第2号 蓬田村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分について

○議長（木村 修君） 日程第6、報告第2号蓬田村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分についての報告を求めます。税務課長。

○税務課長（越田茂弘君） 報告第2号蓬田村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分についてであります。

専決理由は、地方税法の一部改正に伴い、蓬田村国民健康保険税条例の改正が必要となり、本年4月1日から適用させるために専決したものであります。

第2条第3項及び第4項の改正については、後期高齢者支援金等課税額及び介護納付金課税額の限度額の引き上げです。現在、後期高齢分が14万円であったものを16万円に、それから介護納付金課税額が12万円であったものを14万円に引き上げるということです。

第18条は規定の整備となっており、第23条は減額措置に係る軽減安定所得の算定方法がそれぞれ引き上げになったものでありますので、その分の変更となったということです。以上です。

○議長（木村 修君） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（木村 修君） ないようですから、質疑を終わります。

これより報告第2号を採決いたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立5名）

○議長（木村 修君） 起立多数です。よって、報告第2号は承認することに決定されました。

日程第7 報告第3号 平成25年度蓬田村一般会計補正予算（第12号）の
専決処分について

○議長（木村 修君） 日程第7、報告第3号平成25年度蓬田村一般会計補正予算（第12号）の専決処分についての報告を求めます。総務課長。

○総務課長（坂本 亮君） 報告第3号平成25年度蓬田村一般会計補正予算（第12号）の専決処分について。

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので報告し、承認を求めます。

次のページをお開きいただきます。

専決第3号、平成25年度蓬田村一般会計補正予算（第12号）。

平成25年度蓬田村一般会計補正予算（第12号）は、次に定めるところによる。

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,313万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ24億3,693万3,000円とする。

歳出であります。20ページをお開きいただきます。

総務課関係であります。2款総務費1項総務管理費の一番上、15節工事請負費であります。地域公共ネットワーク等強じん化事業工事費111万1,000円を減額しております。

次に、21ページ上段、13目財政調整基金費、右端であります。蓬田村財政調整基金積立金1,517万3,000円を計上してございます。その下、公共用施設整備基金として積立金9,000万円を積み立てております。以上であります。

○議長（木村 修君） 次に、税務課長。

○税務課長（越田茂弘君） 同じく20ページをごらんください。

表の一番下、11目地籍調査費については25年度の支出がありませんでしたので、21万円全額を減額したものです。

続いて、21ページをごらんください。中段の表です。2款2項2目賦課徴収費8節報償費20万円の減額については、村税完納奨励金の減によるものです。その次の13節委託料5万3,000円の減額は、契約段階での値引き等により減額したものです。次の23節償

還金利子及び割引料の52万円の減額は、過誤納付還付金の減額によるものです。以上です。

○議長（木村 修君） 次に、健康福祉課長。

○健康福祉課長（佐井邦彦君） それでは、健康福祉課に関係する予算についてご説明いたします。

なお、歳入歳出の少額の減額部分については、事業の確定による処置でありますので、省略させていただきます。

主な項目について説明いたします。

まず、12ページをお開きください。その中段の12款2項2目の1の衛生手数料の12万円ですけれども、これは指定ごみ袋の増加による補正でございます。

続いて、25ページをお開きください。上段の3款1項5目20節扶助費の285万3,000円の減額ですが、これは自立支援給付費が当初見込みより少なくなったための減額でございます。

次に、下段の3款2項1目13節委託料の2つ目の子ども・子育て支援新制度システム導入費16万5,000円ですが、これは繰り越しによりまして消費税3%が上乘せになりました部分についての増額であります。

次に、その下の2目児童措置費20節扶助費261万5,000円の減額ですが、これも当初より見込みが少なくなったための減額であります。

続きまして、次のページをお開きください。4款1項2目13節の子宮頸がん等ワクチン接種委託料114万7,000円の減額ですが、これは当初ワクチンの接種を義務づけておりましたが、副作用等の問題がありまして、今回は希望者のみの接種になりまして、それによる減額となりました。

次のページをお開きください。4款1項3目12節役務費の廃棄物処理手数料ですが、395万8,000円の減額になっています。これは、可燃ごみの焼却処分料が10月までにおいて支払いがかなり多くなりまして、全体の3分の2以上の予算の消化になりまして、そのために12月に補正を228万4,000円見ました。ところが、最終的には当初見た額より下回りまして、それによる減額となりました。

次に、同じ款項目の19節負担金補助及び交付金の青森地域広域事務組合負担金416万3,000円の減額ですが、これは最終処分場が24年度で閉鎖になりまして、その経費の削減による減額でございます。

次に、その下の4目母子衛生費20節扶助費の乳幼児医療費、減額の285万円ですが、当初1,080万円見ましたが、これも見込みより少なかったための減額であります。以上です。

○議長（木村 修君） 次に、住民課長。

○住民課長（柿崎真人君） それでは、住民課関係についてご説明させていただきます。

24ページをお開き願います。上段、社会福祉総務費の繰出金ですが、国保特別会計の繰出金2,045万9,000円を減額しております。

その下、老人福祉費の繰出金ですが、これも介護保険特別会計及び後期高齢者医療特別会計の繰出金、合計で826万2,000円を減額しております。これらは、いずれも事務事業費の確定に伴い、減額したものでございます。以上です。

○議長（木村 修君） 次に、産業振興課長。

○産業振興課長（中川 悟君） 産業振興課に係る主なる予算についてご説明いたします。

28ページをお開きください。6款1項3目19節負担金補助及び交付金、3弾目の経営体育成支援事業補助金709万4,000円を減額しております。これについては、8農家より事業要望があり、予算を計上しましたが、最終的に4農家分が採択、4農家分が不採択となったため、不採択分を減額補正したものです。

その他の予算については、事業の確定により減額処理したものであります。以上です。

○議長（木村 修君） 次に、建設課長。

○建設課長（大川誠治君） それでは、建設課関係の主なるものについてご説明いたします。

歳入、13ページをお開きください。中段、13款2項4目1節土木費国庫補助金の社会資本整備総合交付金は額の確定により928万7,000円を減額しております。内訳は、道路分838万2,000円、橋梁分90万5,000円となり、それぞれ減額になっております。

それに伴い、歳出、31ページをお開き願います。上段、8款2項1目15節工事請負費、村道6-2-2号線道路改良工事費1,194万6,000円、高根小学校橋橋梁補修工事費78万6,000円、それぞれ減額になっております。

また、31ページ、除排雪費、河川総務費、次のページ、32ページの住宅管理費についても、実質額の確定によりそれぞれ減額をしたものであります。

最後、35ページになりますが、中段、災害復旧費、農業用施設災害復旧費、災害復旧工事費支出額の確定により109万6,000円減額したものであります。以上でございます。

○議長（木村 修君） 次に、教育課長。

○教育課長（坂本勝教君） 33ページをお開き願います。上から3行目、賃金の学校支援事業支援員人夫賃60万円の減額、これは4人分の1年間を通しての日当で支払いしているのですが、余った分を減額するものです。

以下、予算の額の確定により、精査して不用額を減額したものでございます。以上です。

○議長（木村 修君） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（木村 修君） ないようですから、質疑を終わります。

これより報告第3号を採決いたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立6名）

○議長（木村 修君） 起立全員であります。よって、報告第3号は承認することに決定されました。

日程第8 報告第4号 平成25年度蓬田村学校給食センター特別会計補正予算（第3号）の専決処分について

○議長（木村 修君） 日程第8、報告第4号平成25年度蓬田村学校給食センター特別会計補正予算（第3号）の専決処分についての報告を求めます。教育課長。

○教育課長（坂本勝教君） 地方自治法第179条第1項の規定により、次のように専決処分したので報告し、承認を求めます。

提案理由、地方自治法第179条第3項の規定により報告し、承認を求めます。

次のページをお開き願います。歳入歳出それぞれ111万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,822万9,000円とします。予算を精査し、不要な額を減額したものでございます。以上です。

○議長（木村 修君） 質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（木村 修君） ないようですから、質疑を終わります。

これより報告第4号を採決いたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立6名)

○議長(木村 修君) 起立全員であります。よって、報告第4号は承認することに決定されました。

日程第9 報告第5号 平成25年度蓬田村国民健康保険特別会計補正予算
(第5号)の専決処分について

○議長(木村 修君) 日程第9、報告第5号平成25年度蓬田村国民健康保険特別会計補正予算(第5号)の専決処分についての報告を求めます。住民課長。

○住民課長(柿崎真人君) 報告第5号平成25年度蓬田村国民健康保険特別会計補正予算(第5号)の専決処分について。

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので報告し、承認を求めます。

次のページをお開き願います。専決第5号、平成25年度蓬田村国民健康保険特別会計補正予算(第5号)は、既定の歳入歳出予算総額から歳入歳出それぞれ3,284万5,000円を減額し、予算総額を4億6,792万7,000円とするものでございます。

主なものについてご説明させていただきます。

7ページをお開き願います。歳入です。国民健康保険税ですが、一般被保険者分と退職被保険者等分、合計で、下段ですけれども、951万4,000円を減額しております。

次のページをお開き願います。2段目の国庫負担金、療養給付費等負担金ほか合計で768万1,000円を増額、その下、国庫補助金、財政調整交付金ほか合計で1,197万2,000円の減額、そしてその下の療養給付金等交付金429万6,000円を増額しております。

次のページをお開き願います。2段目、県負担金55万4,000円を増額、その下の県補助金1,520万円を減額してございます。

次のページをお開き願います。上段ですけれども、他会計繰入金2,046万円を減額し、下段、雑入の一般被保険者第三者納付金を561万4,000円増額しております。

次に、歳出ですけれども、13ページをお開き願います。2段目、療養諸費ですが、一般被保険者及び退職被保険者等療養諸費、合計で2,174万8,000円の減額。

次のページをお開き願います。14ページです。上段、高額療養費、一般被保険者及び退職被保険者等高額療養費との合計で137万9,000円を減額しております。

そのほか、15ページ以降、各費目におきましても補正を行っております。今回の補正

は、国保事業の事務事業費の確定に伴い、予算調整を行ったものでございます。以上です。

○議長（木村 修君） 質疑ありませんか。4番坂本 豊君。

○4番（坂本 豊君） 7ページの歳入のところで、補正総額で936万円減額になっているわけですが、この原因というのは何なんですか。

○議長（木村 修君） 住民課長。

○住民課長（柿崎真人君） 当初予算計上したのがあるのですけれども、今回、ちょっと細かいところまで言っていないのですけれども、4月末のあたりで一般被保険者そして退職被保険者の予算上の歳入が9,116万9,000円、そして退職者分が607万円、これは現実には確保されましたので、今回予算調整をいたしました。ただ、その後に5月末までには若干まだ歳入があったものも思われます。細かくちょっと調べていませんけれども。歳入欠陥が生じないように、今回調整したものでございます。以上です。

○議長（木村 修君） 4番坂本 豊君。

○4番（坂本 豊君） これは、滞納分とかそういう分は含まれていないのですか。滞納が原因ということではないのですね。

○議長（木村 修君） 住民課長。

○住民課長（柿崎真人君） あくまでも予算上の問題ですので、滞納であるということでは、必ずしもそういうことではございません。以上です。

○議長（木村 修君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（木村 修君） ないようですから、質疑を終わります。

これより報告第5号を採決いたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立6名）

○議長（木村 修君） 起立全員であります。よって、報告第5号は承認することに決定されました。

日程第10 報告第6号 平成25年度蓬田村簡易水道事業特別会計補正予算
（第3号）の専決処分について

○議長（木村 修君） 日程第10、報告第6号平成25年度蓬田村簡易水道事業特別会計補

正予算（第3号）の専決処分についての報告を求めます。建設課長。

- 建設課長（大川誠治君） それでは、報告第6号平成25年度蓬田村簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）の専決処分について。

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので報告し、承認を求めます。

次のページをお開きください。専決第6号、平成25年度蓬田村簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ191万6,000円を減額し、予算の総額をそれぞれ1億171万2,000円とする。

6ページをお開き願います。歳出、一般管理費になります。9節旅費から27節公課費まで、支出額の確定によりそれぞれ減額をしております。以上でございます。

- 議長（木村 修君） 質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

- 議長（木村 修君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これより報告第6号を採決いたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立6名）

- 議長（木村 修君） 起立全員であります。よって、報告第6号は承認することに決定されました。

日程第11 報告第7号 平成25年度蓬田村介護保険特別会計補正予算（第5号）の専決処分について

- 議長（木村 修君） 日程第11、報告第7号平成25年度蓬田村介護保険特別会計補正予算（第5号）の専決処分についての報告を求めます。住民課長。

- 住民課長（柿崎真人君） 報告第7号平成25年度蓬田村介護保険特別会計補正予算（第5号）の専決処分について。

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので報告し、承認を求めます。

次のページをお開き願います。専決第7号、平成25年度蓬田村介護保険特別会計補正予算（第5号）は、既定の歳入歳出予算総額から歳入歳出それぞれ328万7,000円を減額

し、予算総額を4億2,406万7,000円とするものでございます。

主なものについてご説明させていただきます。歳入です。7ページをお開き願います。上段、介護保険料340万9,000円の減額。3段目、国庫負担金607万9,000円の減額。その下、国庫補助金727万8,000円の増額。

8ページをお開き願います。上段、支払基金交付金675万2,000円の減額。その下、県負担金829万3,000円を増額し、次のページ、9ページをお開き願います。上段の一般会計繰入金、これは介護給付費繰入金ほか合計で260万6,000円を減額しております。

次に、歳出です。12ページをお開き願います。上段、介護サービス等諸費1,158万7,000円の減額。

そして、14ページをお開き願います。高額サービス等諸費73万2,000円を減額し、その下、高額医療合算介護サービス等諸費ほか、15ページ以降、各費目におきましても補正をしております。

今回の補正は、介護事業の事務事業費の確定に伴い、予算調整を行ったものでございます。以上です。

○議長（木村 修君） 質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（木村 修君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これより報告第7号を採決いたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立6名）

○議長（木村 修君） 起立全員であります。よって、報告第7号は承認することに決定されました。

日程第12 報告第8号 平成25年度蓬田村宅地造成事業特別会計補正予算
（第1号）の専決処分について

○議長（木村 修君） 日程第12、報告第8号平成25年度蓬田村宅地造成事業特別会計補正予算（第1号）の専決処分についての報告を求めます。総務課長。

○総務課長（坂本 亮君） 報告第8号平成25年度蓬田村宅地造成事業特別会計補正予算（第1号）の専決処分について。

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので報告し、承認

を求める。

次のページをお開きいただきます。専決第8号、平成25年度蓬田村宅地造成事業特別会計補正予算（第1号）。平成25年度蓬田村宅地造成事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,482万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ505万6,000円とする。以上であります。

5ページをお開きいただきます。歳入であります。1款1項1目宅地造成地売払収入1,461万円を減額してございます。

次に、歳出であります。6ページをお開きいただきます。7節賃金から28節繰出金まで、総額1,461万円を減額してございます。事業確定に伴う補正であります。以上であります。

○議長（木村 修君） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（木村 修君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これより報告第8号を採決いたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立6名）

○議長（木村 修君） 起立全員であります。よって、報告第8号は承認することに決定されました。

日程第13 報告第9号 平成25年度蓬田村後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）の専決処分について

○議長（木村 修君） 日程第13、報告第9号平成25年度蓬田村後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）の専決処分についての報告を求めます。住民課長。

○住民課長（柿崎真人君） 報告第9号平成25年度蓬田村後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）の専決処分について。

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので報告し、承認を求めます。

次のページをお開き願います。

専決第9号、平成25年度蓬田村後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）は、歳入

歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ455万3,000円を減額し、予算総額を8,317万4,000円とするものでございます。

5ページをお開き願います。歳入です。上段、後期高齢者医療保険料85万1,000円を増額し、中段、一般会計繰入金を565万7,000円減額しております。

次に、歳出です。7ページをお開き願います。下段、後期高齢者医療広域連合納付金385万1,000円を減額しております。

今回の補正は、後期高齢者医療事業の事務事業費の確定に伴い、主なものといたしまして、歳入では保険料等、歳出では広域連合納付金等の予算調整を行ったものでございます。以上です。

○議長（木村 修君） これより質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（木村 修君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これより報告第9号を採決いたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立6名）

○議長（木村 修君） 起立全員であります。よって、報告第9号は承認することに決定されました。

日程第14 報告第10号 繰越明許費繰越計算書の報告について

○議長（木村 修君） 日程第14、報告第10号繰越明許費繰越計算書の報告についての報告を求めます。総務課長。

○総務課長（坂本 亮君） 報告第10号繰越明許費繰越計算書の報告について。

平成25年度蓬田村一般会計補正予算（第12号）第2条の繰越明許費は、別紙のとおり翌年度に繰り越したので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告する。

次のページをお願いいたします。総務課2件まとめて報告します。

2款総務費1項総務管理費の事業費であります。地域公共ネットワーク等強じん化事業、総額3,803万4,000円、翌年度繰越額3,803万4,000円、財源内訳であります。国県支出金1,901万6,000円、一般財源1,901万8,000円。

次に、3款民生費2項児童福祉費の中で事業費、子ども・子育て支援新制度システム導入事業、金額594万円、翌年度繰越額594万円、国県支出金594万円、一般財源ありま

せん。

合計4,397万4,000円、翌年度繰越額4,397万4,000円、国県支出金2,495万6,000円、一般財源1,901万8,000円。以上であります。

○議長（木村 修君） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（木村 修君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

以上で、報告第10号繰越明許費の報告を終わります。

日程第15 報告第11号 平成26年度蓬田村一般会計補正予算（第1号）
の専決処分について

○議長（木村 修君） 日程第15、報告第11号平成26年度蓬田村一般会計補正予算（第1号）の専決処分についての報告を求めます。産業振興課長。

○産業振興課長（中川 悟君） 報告第11号平成26年度蓬田村一般会計補正予算（第1号）の専決処分について。

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので報告し、承認を求めます。

次のページをお願いします。専決第10号、平成26年度蓬田村一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ100万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ20億9,553万8,000円とする。

6ページをお開きください。歳出、6款3項1目13節委託料、ホタテ養殖残渣処理施設建設概要設計委託料50万円を計上しております。施設建設は水産庁の産地水産業強化支援事業を利用することを考えており、5月下旬の事業承認申請に向け、概要設計するために計上したものであります。

次のホタテ養殖残渣処理技術実験委託料46万円、これについてはホタテ養殖残渣をHDMシステム方式により処理するための実証実験を行うため、計上したものであります。以上です。

○議長（木村 修君） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（木村 修君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これより報告第11号を採決いたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立6名)

○議長(木村 修君) 起立全員であります。よって、報告第11号は承認することに決定されました。

日程第16 議案の上程

○議長(木村 修君) 日程第16、議案の上程。今定例会に提出されております議案12件を一括上程いたします。

村長より提案理由の説明を求めます。村長。

○村長(久慈修一君) それでは、平成26年蓬田村議会第2回定例会の開会に当たり、提案いたしました議案12件につきまして、その概要をご説明申し上げ、ご審議の参考に供したいと存じます。

議案第23号特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案は、各種委員の追加に伴い、関係条例で定めている表の一部を改正する必要が生じたため、提案するものであります。

議案第24号蓬田村手数料徴収条例の一部を改正する条例案は、青森県屋外広告物条例の改正に伴い、蓬田村手数料徴収条例の一部改正が必要となるため、提案するものであります。

議案第25号蓬田村農業総合振興対策協議会設置条例の一部を改正する条例案並びに議案第26号蓬田村地域沿岸漁業構造改善協議会設置条例の一部を改正する条例案の2件につきましては、課名変更——課名と申しますのは、蓬田村の課名変更に伴い、条例の一部を改正する必要が生じたため、提案するものでございます。

議案第27号蓬田村道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例案は、道路法及び道路法施行令の改正に伴い、蓬田村道路占用料等徴収条例の一部を改正する必要が生じたため、提案するものであります。

議案第28号蓬田村ホタテガイ養殖残渣対策協議会設置条例の制定については、蓬田村ホタテガイ養殖残渣対策協議会設置のため、提案するものであります。

議案第29号平成26年度蓬田村一般会計補正予算(第2号)案について、ご説明いたします。

歳入の主なるものとして、国庫支出金5,400万1,000円、村債1億800万円などを増額し、県支出金134万4,000円を減額しております。

次に、歳出の主なるものとして、総務費1億6,227万4,000円、衛生費3,229万1,000円などを増額し、土木費100万6,000円などが減額となっております。

このほかの科目においても、所要の経費の予算補正を行っております。

この結果、歳入歳出ともに2億2,052万5,000円の増額となり、予算規模は歳入歳出それぞれ23億1,606万3,000円となるわけであります。

議案第30号平成26年度蓬田村学校給食センター特別会計補正予算（第1号）案につきましては、歳入では繰入金813万4,000円を減額しており、歳出では総務費813万4,000円を減額しております。

この結果、歳入歳出ともに813万4,000円の減額となり、予算規模は歳入歳出それぞれ2,281万5,000円となるわけであります。

議案第31号平成26年度蓬田村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）案につきましては、歳入では繰入金99万円を増額しております。歳出では、総務費を99万円増額しております。

この結果、歳入歳出ともに99万円の増額となり、予算規模は歳入歳出それぞれ4億6,918万7,000円となるわけでございます。

議案第32号平成26年度蓬田村簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）案につきましては、歳入では繰入金24万9,000円を減額しております。歳出では、総務費24万9,000円を減額しております。

この結果、歳入歳出ともに24万9,000円の減額となり、予算規模は歳入歳出それぞれ1億451万8,000円となるわけであります。

議案第33号平成26年度蓬田村介護保険特別会計補正予算（第1号）案につきましては、歳入では繰入金370万8,000円を増額しており、歳出では総務費370万8,000円を増額しております。

この結果、歳入歳出ともに370万8,000円の増額となり、予算規模は歳入歳出それぞれ4億1,091万6,000円となるわけであります。

議案第34号蓬田村固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについては、地方税法第423条第3項の規定により、固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を得るため、提案するものであります。

以上をもちまして、提案いたしました議案の概要をご説明申し上げましたが、細部に つきましては、私及び関係課長等からそれぞれご説明いたしますので、慎重審議の上、 ご決議賜りますようお願い申し上げます。以上でございます。

日程第17 議案第23号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償
に関する条例の一部を改正する条例案

○議長（木村 修君） 日程第17、議案第23号特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

これより内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（坂本 亮君） 議案第23号特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案。

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正するものとする。

提案理由といたしまして、各種委員の追加に伴い、関係条例で定めている表の一部を改正する必要があるため、提案するものであります。

次のページをお開きいただきます。中ほどの別表第1の職名の欄中「スポーツ推進委員」の次に「蓬田村ホタテガイ養殖残渣対策協議会委員」を加える。

別表第2の職名の欄中「蓬田村地域沿岸漁業構造改善協議会委員」の次に「蓬田村ホタテガイ養殖残渣対策協議会委員」を加える。

この条例は、公布の日から施行いたします。以上であります。

○議長（木村 修君） これより質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（木村 修君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これより討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（木村 修君） 討論がないようですから、討論を終わります。

これより議案第23号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立6名）

○議長（木村 修君） 起立全員です。よって、議案第23号は原案のとおり可決されまし

た。

日程第18 議案第24号 蓬田村手数料徴収条例の一部を改正する条例案

○議長（木村 修君） 日程第18、議案第24号蓬田村手数料徴収条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

これより内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（坂本 亮君） 議案第24号蓬田村手数料徴収条例の一部を改正する条例案。

蓬田村手数料徴収条例の一部を次のように改正するものとする。

提案理由といたしまして、青森県屋外広告物条例の改正に伴い、蓬田村手数料徴収条例の一部改正が必要となるため、提案するものであります。

次のページをお開きいただきます。別表中、青森県屋外広告物条例の中に更新の許可が県のほうで追加になりましたので、それに伴い、村の条例についても許可の申請、その更新の許可の申請、またはその変更等の許可の申請に対する審査に係る屋外広告物申請手数料を定めるということにいたしております。

この条例は、平成26年8月1日から施行するということです。以上であります。

○議長（木村 修君） 質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（木村 修君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これより討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（木村 修君） 討論がないようですから、討論を終わります。

これより議案第24号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立6名）

○議長（木村 修君） 起立全員です。よって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

日程第19 議案第25号 蓬田村農業総合振興対策協議会設置条例の一部を
改正する条例案

○議長（木村 修君） 日程第19、議案第25号蓬田村農業総合振興対策協議会設置条例の

一部を改正する条例案を議題といたします。

これより内容の説明を求めます。産業振興課長。

- 産業振興課長（中川 悟君） 議案第25号蓬田村農業総合振興対策協議会設置条例の一部を改正する条例案。

蓬田村農業総合振興対策協議会設置条例の一部を次のように改正するものとする。

提案理由、課名変更に伴い、条例の一部を改正する必要性が生じたため、提案するものであります。

次のページをお開きください。蓬田村農業総合振興対策協議会設置条例（平成5年蓬田村条例第18号）の一部を次のように改正する。

第7条中「村農林水産課」を「産業振興課」に改める。

これにつきましては、今回、費用弁償等の条例の見直しを行ったところ、課名の変更がされていないものが見つかり、改正するものであります。以上です。

- 議長（木村 修君） これより質疑を行います。

（「なし」の声あり）

- 議長（木村 修君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これより討論を行います。

（「なし」の声あり）

- 議長（木村 修君） 討論がないようですから、討論を終わります。

これより議案第25号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立6名）

- 議長（木村 修君） 起立全員です。よって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

日程第20 議案第26号 蓬田村地域沿岸漁業構造改善協議会設置条例の一部を改正する条例案

- 議長（木村 修君） 日程第20、議案第26号蓬田村地域沿岸漁業構造改善協議会設置条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

これより内容の説明を求めます。産業振興課長。

- 産業振興課長（中川 悟君） 議案第26号蓬田村地域沿岸漁業構造改善協議会設置条例

の一部を改正する条例案。

蓬田村地域沿岸漁業構造改善協議会設置条例の一部を次のように改正するものとする。

提案理由、課名変更に伴い、条例の一部を改正する必要があるため、提案するものである。

次のページをお開きください。蓬田村地域沿岸漁業構造改善協議会設置条例（平成6年蓬田村条例第7号）の一部を次のように改正する。

第7条中「村農林水産課」を「産業振興課」に改める。

これについても、第25号議案同様、条例の見直しを行ったところ、課名が変更されていないものが見つかったため、改正するものであります。以上です。

○議長（木村 修君） これより質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（木村 修君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これより討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（木村 修君） 討論がないようですから、討論を終わります。

これより議案第26号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立6名）

○議長（木村 修君） 起立全員です。よって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

日程第21 議案第27号 蓬田村道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例案

○議長（木村 修君） 日程第21、議案第27号蓬田村道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

これより内容の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（大川誠治君） それでは、議案第27号蓬田村道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例案。

蓬田村道路占用料等徴収条例の一部を次のように改正するものとする。

提案理由、道路法及び道路法施行令の改正に伴い、蓬田村道路占用料等徴収条例の一

部を改正する必要が生じたため、提案するものであります。

次のページをお開き願います。蓬田村道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例。

蓬田村道路占用料等徴収条例（平成11年蓬田村条例第20号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「100分の105」を「100分の108」に改める。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表は4ページまであります。

この条例は、公布の日から施行する。

別表の占用料につきましてですが、改正する前、第1種電柱460円であり、150円の減額、第2種電柱、改正前700円でありまして220円の減額、第3種電柱が950円でありまして、今回300円の減額などとなっております。以上でございます。

○議長（木村 修君） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（木村 修君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これより討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（木村 修君） 討論がないようですから、討論を終わります。

これより議案第27号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立6名）

○議長（木村 修君） 起立全員です。よって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

日程第22 議案第28号 蓬田村ホタテガイ養殖残渣対策協議会設置条例の
制定について

○議長（木村 修君） 日程第22、議案第28号蓬田村ホタテガイ養殖残渣対策協議会設置条例の制定についてを議題といたします。

これより内容の説明を求めます。産業振興課長。

○産業振興課長（中川 悟君） 議案第28号蓬田村ホタテガイ養殖残渣対策協議会設置条例の制定について。

蓬田村ホタテガイ養殖残渣対策協議会設置条例を次のように定める。

提案理由、蓬田村ホタテガイ養殖残渣対策協議会設置のため、提案するものである。

次のページをお開きください。蓬田村ホタテガイ養殖残渣対策協議会設置条例。

(趣旨) 第1条、ホタテガイ養殖残渣対策を図り、産地水産業強化の取り組みを実施するため、蓬田村ホタテガイ養殖残渣対策協議会の設置及び運営に関する事項を定めるものとする。

以下記載のとおりとなっております。

残渣協議会につきましては、昨年来活動されておりますが、今後事業を進めていく上で必要と考え、条例を制定することといたしました。以上です。

○議長(木村 修君) これより質疑を行います。4番坂本 豊君。

○4番(坂本 豊君) ホタテの残渣の関連の条例がたくさんあり、予算もあったわけですが、村長にお伺いします。5月21日の臨時議会、ホタテの残渣処理について審議する予定となっておったのが、急遽取り消しになりました。その間、ホタテの残渣の処理についてどのように今経過されているのか、説明を求めたいと思います。

○議長(木村 修君) 暫時休憩します。

午前10時50分 休憩

午前10時51分 再開

○議長(木村 修君) 休憩を取り消し、会議を再開します。

村長、答弁。

○村長(久慈修一君) 5月21日に臨時議会を開催するということで、私のほうから5月の連休明けに予定を立てました。5月21日の臨時議会の開催の目的は、昨年村営牧場に上げた残渣を県がともかく一般廃棄物の不法投棄だから早く片づけなさいということでございました。その行き先について、県とももちろん協議をしたのでありますが、県のほうでは青森市内の民間業者、青森市、それから県内の八戸、弘前、これらの処理業者に委託して早期にスケジュールをつくって、その廃棄物を処理するようというふうに言われたわけです。私どももその件でさまざま処理先を探してきました。5月21日にはやろうと、開催しよう、臨時議会で決めようということは、その処理先がほぼ決まったというふうには私は判断をして5月21日ということになりましたが、その後、一旦県が認めたものを県が否定したわけではございませんけれども、その処理先について蓬田村

の一般廃棄物の処理をそこに持っていくための相手の処理業者の処理先、それから資源として利用するのであれば資源としての実績、それから資源として活用、いわゆる肥料ないしは堆肥として活用できるかどうかの分析表を出してくださいということを要求されました。これは、私どもというか、村ではお金を出しているわけでもないし、共同研究しているわけでもございませんので、相手に一応聞きましたが、それは無理だろうと。まだ実績がないわけです、向こうも。というようなことから、これを断念せざるを得ないということになりました。

21日に臨時議会というお話をしましたのは、県が現在牧場に上がっている残渣については蓬田村漁協の責任はありませんと。蓬田村がそこに堆積させた、要するに一般廃棄物としてそこに持っていった責任は蓬田村にありますので、蓬田村が直接契約を結んでそれを処理してくださいということから臨時議会という形をとるということにしたものでありますけれども、今申し上げたように、処理先が決まらなかったということが一番大きな要因でございます。

その後、現在も民間、経緯について若干申し上げれば、21日に臨時議会を中止しましたけれども、その後いろんな、また青森市、あるいは青森市ということは地方自治体としての青森市に依頼したり、あるいは青森市にあります民間業者とその処理についてお願いをして、ほぼ見込みがついたということから、今回補正予算にその経費を見積もって計上しております。

今のところはそういう経過でございますので、よろしく申し上げます。

○議長（木村 修君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（木村 修君） ないようですから、質疑を終わります。

これより討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（木村 修君） 討論がないようですから、討論を終わります。

これより議案第28号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立6名）

○議長（木村 修君） 起立全員です。よって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これで散会いたします。

ご苦労さまでございました。

午前10時56分 散会

上記会議の経過は、事務局長芳賀 作が記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するためここに署名する。

平成26年 月 日

蓬田村議会議長

会議録署名議員

会議録署名議員